

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◆ 財産評価の基準年利率

Q : 今回の財産評価基本通達の改正で、基準年利率が4.5%になったそうですが、基準年利率を使って評価するものには、どのような財産がありますか。

A : 定期借地権や、著作権、ゴルフ会員権などです。

【解説】

国税庁は、このほど第3回目となる財産評価基本通達の改正を行い、財産評価の算定に「基準年利率」を導入し、平成11年9月1日以後の相続等からは年利4.5%を適用していくことを明らかにしました。この基準年利率は、基本通達第2章以下に定める財産評価すべてに適用されます。

定期借地権や信託受益権、営業権、特許権、著作権、清算中の株式、ゴルフ会員権、無利息債権、鉱業権、観覧用の鉱泉地などの財産の評価にあたっては、複利現価率や複利年金現価率を用いることとなりますが、これらにかかる年利率が、昨今の金利動向を踏まえ、現行の8%（又は6%）から4.5%に引き下げられました。通達では、この4.5%を「基準年利率」と表記しています。

この基準年利率は、過去10年間の長期国債金利、長期プライムレートをもとに算出されたもので、その時代に促した平均的な金利として算出されています。

ちなみに、11年度の税制改正で引き下げられた延滞税や利子税の利率も4.5%ですが、これは公定歩合を基準に定められたものです。

